

西条市農業委員会 令和4年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和4年9月5日(月) 午後2時06分から午後2時36分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂
会長代理 12番 渡邊 敏昭
委 員 1番 越智 一志 11番 栗田 房信 20番 越智 栄二
2番 明比 典正 13番 川上 義則 22番 戸田 博明
3番 徳増 靖記 14番 山田 好一 23番 真鍋 美鈴
4番 一色 達夫 15番 村上 繁敏 24番 高橋 忠親
5番 高橋 豊重 16番 武田 喜義
6番 西原 昇 17番 伊藤 健一
7番 高木キクミ 18番 青野 武
10番 長谷川孝師 19番 曾我 照一

○欠席者氏名

9番 井上 雅貴 21番 越智 信仁

○推進委員出席者氏名

委 員 1番 寺田 昌直 13番 一色 和成 22番 高橋 寿夫
3番 石川 孝幸 14番 武方 謙一 23番 山内 信政
4番 加藤 武司 15番 武田 義臣 24番 大西 宗次郎
5番 伊藤 正夫 16番 鈴木 伸二 25番 佐々木 則幸
6番 伊藤 龍二 17番 垂水 久明 26番 越智 勝邦
7番 日野 哲也 18番 山内 強 28番 桑原 俊樹
8番 宮武 恭宏 19番 黒川 俊彰 29番 曾我 敏数
9番 岡本 省三 20番 高橋 正 30番 今井 文雄
10番 安藤 英利 21番 永井 和俊
11番 篠森 均

○欠席者氏名

2番 一色 信之 12番 森田 忠茂 27番 玉井 隆志

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋修平 | 西部分室長 | 戸田 徹 |
| 事務局次長 | 田口剛洋 | | |
| 事務局主査 | 渡邊龍也 | 事務局主任 | 宇佐美紀興 |

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和4年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和4年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、議事録署名人の指名をいたします。 川上義則委員、山田好一委員の両委員にお願いいたします。 欠席届が農業委員の9番 井上雅貴委員、21番 越智信仁委員、

推進委員の2番 一色信之委員、12番 森田 忠茂委員、27番 玉井 隆志から出ております。ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。

4ページをお願いいたします。

56号は、〇〇の〇〇氏が、母親である、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

57号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

58号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

59号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

60号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

61号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

62号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

63号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

64号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

65号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、10件、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 以上、10件であります。56号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 地区委員 56号 問題ありません。
57号 問題ありません。
58号、59号、60号 問題ありません。3件の譲渡人の住所が相違しているのは、申請の締切日途中で〇〇に転居したためです。
61号 問題ありません。
62号 問題ありません。
63号 問題ありません。
64号、65号 問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上10件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

- 議 長 次に、6ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 7ページをお願いいたします。
12号は、〇〇の〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
13号は、〇〇の〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
本件は、申請人の夫が、申請地の西側に借家を建築し、賃貸業を営んでおりましたが、借家人等の駐車スペースが必要となり、申請地を農地法の許可なく、無断で駐車場に転用しておりました。夫はすでに亡くなっており、相続を受けた申請人が今回、専門家に敷地の調査を依頼したところ、違反転用の事実が分かり、違反転用を是正しようとする申請でございます。

申請人からは、「今後はこの様なことがないように十分注意します」との始末書が提出されております。

14号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫の敷地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の父親が平成元年に適正に農地法4条等の許可を受けましたが、造成する際に、転用許可の建物の位置では車の進入回転が難しかったため、無断で本件申請地の一部を含め、農業用倉庫を建設していました。

申請人からは、「これからは法律を順守します」との始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上、3件であります。12号から順次ご意見等をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地区委員 12号、13号 問題ありません。
14号 問題ありません。

議長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

75号は、〇〇の〇〇株式会社及び株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外5名から所有権移転を受け、営業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である〇〇氏外1名（〇〇氏）が平成24年に相続により農地を取得しましたが、先代の〇〇氏が40年前より、農作業

トラクター等を保管するため、農地法の許可なく農業用倉庫を建設しておりました。

譲渡人からは、「今後、このようなことのなきように農地法の順守に努めます」との始末書が提出されております。

76号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

77号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

78号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

79号は、〇〇の〇〇氏が、父親である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

45号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、建売住宅を12棟建設しようとする申請でございます。

80号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

81号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、作業場及び露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

82号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

83号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外3名から賃借権設定を受け、〇〇を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である〇〇氏の亡き父親が、昭和56年頃に借家を増やした際に、農地法の許可なく、土地造成及び借家建築をしていました。

譲渡人からは、「今後は、このようなことが絶対無いように致します」との始末書が提出されております。

84号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外3名から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

85号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、建売住宅9棟を建設しようとする申請でございます。

86号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

87号は、〇〇の〇〇合同会社が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、賃貸住宅2棟を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の亡くなった父親が、農地法の許可なく、居宅用

のプレハブを建てておりました。

譲渡人からは、「今後は農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

88号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

89号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

90号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、6区画の特定建築条件付売買予定地に転用しようとする申請でございます。

91号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

92号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名及び〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

93号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

94号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上21件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、21件であります。75号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 75号 問題ありません。
76号、77号、78号、79号 問題ありません。
45号 問題ありません。
80号、81号 問題ありません。
82号、83号 問題ありません。
84号、85号、86号 問題ありません。
87号 問題ありません。
88号 問題ありません。
89号 問題ありません。
90号、91号 問題ありません。
92号、93号 問題ありません。
94号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

事務局 意義なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上21件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、16ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 17ページをお願いいたします。

12号、位置見取図は18ページで、〇〇の〇〇氏は、現在、申請地に隣接する住宅で生活しているものの、子供の成長に伴い自家用車の台数等が増えてきたことから、駐車場及び倉庫を建築するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

13号、位置見取図は19ページで、〇〇の〇〇氏は、現在、賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長とともに住宅が手狭になってきたことから、両親の住宅近くに自己住宅を建設するため、祖父所有の農地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、2件であります。12号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 12号 問題ありません。

13号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、20ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 22ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書23ページから45ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、139件、面積は、**36万3,706㎡**となっております。そのうち、所有権移転は、1件、面積は、1,785㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、46ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和4年7月16日から、令和4年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を51件、農地法第3条取消願を1件、非農地通知2件、農地法施行規則第29条第1号届出を1件、農地バンク利用登録を1件受理いたしました。
59ページの非農地通知について、補足説明いたします。
昨年度から非農地通知の非農地判断に当たっては、本総会の議決に諮っておりますが、農水省の運用通知及び、今年8月に全国農

業会議が作成した非農地判断マニュアル（事務処理マニュアル）で、「非農地判断に当たっては、総会の議決を要しないことに留意すること」とあることから、今回から総会での議案審議をしないこととし、報告承認案件でご報告させていただいております。

非農地通知の1号及び2号は、坂元の農地4筆について、地区担当等の農業委員及び事務局で利用状況調査を実施、その結果に基づき、再生利用が困難な農地と判断しましたので、非農地通知を发出します。

2号の次に掲載しております、所有者が〇〇氏の非農地判断については、庄内地区の3名の農業委員及び事務局で利用状況調査を実施し、農地として利用できる状況であることから、農地として判断を行っておりますので、ご報告いたします。

議 長 何かご意見等ございませんでしょうか。

曾我敏数委員 農地パトロールについて、乙番地は現地確認することができない。そのような農地は、非農地通知を出して非農地にするしかないため、現地調査の対象農地から除外してもらいたい。

議 長 現地まで到達できないようなところは現地調査から外していると思う。

事務局 対象は全地区となっているが、山間部等で現地まで到達できないところは対象外としている。そのような場所については、事務局で判断して、航空写真等を利用するようにしていますので、パトロールをしないようにしてください。

曾我敏数委員 それならば、農地パトロールの現地依頼の対象農地から外して欲しい。

事務局 地図上には全農地を表示しているため、現地パトロールから除外する農地を表示しないようにすることは難しい。

現地まで到達できないところは、事務局まで報告してもらうことは可能ですか。

曾我敏数委員 パトロールの一覧表に記入している。

事務局 現地確認できないところは、来年度から事前に報告してください。

議 長 | 山間部については、過去、パイロットで柑橘を栽培していたところであれば、農地として残っているところもあると思う。

現地確認できないところは、事務局と相談の上、対応してもらいたい。

他に、ご意見等ございませんか。

先月のパトロールについては、ご苦労様でした。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

この後、研修会を開催しますので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年9月5日 午後2時36分